

和歌山県知事 様

届出をしようとする者の住所

和歌山市小松原通1-1

氏名

和歌山 太郎

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

条例第3条の規定により、次のとおり住宅宿泊事業を適正に運営することを証します。

1 住宅宿泊事業を営もうとする住宅に関する事項（法第3条関係）

(1) 所在地

和歌山市小松原通1-1

(2) 不動産番号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

コメントの追加 [11]: 13桁

(3) 厚・国規則第2条各号に掲げる家屋の別

現に人の生活の本拠として使用されている家屋

コメントの追加 [12]:

- ・現に人の生活の本拠として使用されている家屋
- ・入居者の募集が行われている家屋
- ・随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋

(4) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別

一戸建ての住宅

(5) 住宅の規模

ア 居室 (**100.0** m²)

イ 各階の宿泊室

(**2**階 **100.0** m²、階 m²、階 m²、合計 **100.0** m²)

ウ 各階の宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く。)

(**1**階 **40.0** m²、**2**階 **10.0** m²、階 m²、合計 **50.0** m²)

エ イとウの合計

(**1**階 **40.0** m²、**2**階 **110.0** m²、階 m²、合計 **150.0** m²)

コメントの追加 [13]:

住宅宿泊事業に供する部分で、宿泊者の占有部分の内寸面積 (台所、浴室、便所、洗面所、廊下のほか、押入れや床の間は含まない)

コメントの追加 [14]:

宿泊者が就寝するために使用する室の水平投影面積 (押入れや床の間は含まない)

コメントの追加 [15]:

宿泊者の占有か、家主との共有かを問わず、宿泊者が使用する水平投影面積 (台所・浴室・便所・洗面所や押し入れ、床の間、廊下等を含む)

コメントの追加 [16]:

この例示の場合は、台所、浴室、便所、洗面所、廊下を指す。

コメントの追加 [17]:

この例示の場合、宿泊室の押し入れ、床の間を指す。

2 宿泊者の衛生確保のために講ずる措置（条例第5条関係）

(1) 設備・備品等の清潔保持に関する措置

- ・ **宿泊室はチェックアウト後その都度、宿泊室以外は毎朝食及び毎昼食後、清掃し換気します。**
- ・ **寝具のシーツ、枕カバーは、宿泊者が入れ替わる毎、(ただし長期滞在の場合は1週間に1回)、タオルは毎日洗たく後のものと取り換えます。**

(2) レジオネラ症対策に関する措置

- ・ **宿泊者で入浴者が入れ替わるごと、湯を抜きます。**
- ・ **浴槽は毎日使用できない時間を定めて、その間に清掃します。**
- ・ **加湿器の水は宿泊者が入れ替わるごとに入れ替えとし、清掃します。**

(3) 衛生管理の知識の習得

- ・ **事業開始後、1年以内に県が指定する衛生講習会を受講します。**

(4) (1)～(3)のほか、宿泊者の衛生確保のために講ずる措置

- ・ **リビングに空気清浄器を設置します。**

3 宿泊者の安全確保のために講ずる措置（条例第6条関係）

(1) 非常用照明器具の設置

- ・家主が同居していますが、宿泊室の床面積が50㎡以上のため、添付の図面どおり設置していません。

(2) 防火区画

- ・家主が同居しており、宿泊室の床面積50㎡以上ですが、1グループしか宿泊しないので区画はしていません。

(3) その他の安全措置

- ・2階以上の各階における宿泊室の床面積が100㎡以下、及び宿泊者使用部分が3階以上の階にはないため、特に措置はありません。

(4) 避難経路の表示

- ・宿泊室のドアの内側に避難経路を掲示します。

(5) 消防法令への適合

- ・管轄の消防本部が発行した適合通知書を添付しています。
- ・市町村の火災予防条例に係る防火対象物使用開始届出については、対象にならないことを消防に確認済です。

(6) (1)～(5)のほか、宿泊者の安全確保のために講ずる措置

4 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保のために講ずる措置（条例第7条関係）

(1) 設備の使用に関する外国語を用いた案内

- ・WEBで案内している外国語表記により、設備の使用方法を書面にし、サイト及び宿泊室に掲示します。

(2) 移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供

- ・WEBに案内している外国語表記により、最寄り駅、最寄りのバス停への経路を書面にし、玄関内に備えます。

(3) (1)及び(2)のほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保のために講ずる措置

- ・消防署、警察署、医療機関への連絡先を記載した書面を宿泊室と玄関内に備えます。

5 宿泊者名簿の作成時の本人確認等のために講ずる措置（条例第8条関係）

(1) 本人確認の方法

- ・対面により、宿泊者全員の本人確認をします。
- ・長期滞在の宿泊客に対しては、清掃時に宿泊者が入れ替わっていないか、不審な人が滞在していないか、宿泊者が行先不明になっていないか確認します。

(2) 宿泊者名簿の作成のための措置

- ・日本国内に住所を有しない人については、旅券、住所を有する人は運転免許証等により正確な記載であることを確認します。

(3) (1)及び(2)のほか、宿泊者名簿の作成時の本人確認等のために講ずる措置

- ・旅券のコピーをもらっています。

コメントの追加 [18]:

必要な措置は、様式の最後に記載した表1のとおり

- 6 周辺地域の生活環境への悪影響の防止のために講ずる措置（条例第9条関係）
- (1) 宿泊者に対する、周辺地域の生活環境への悪影響の防止のために配慮すべき事項の説明方法
- ・ **防止のために配慮すべきことを書面にして、宿泊室に備えます。**
- (2) 騒音防止のために配慮すべき事項の説明内容
- ・ **大声での会話を控えること。**
 - ・ **深夜には窓を閉めて、音が外に漏れないようにすること。**
 - ・ **届出住宅の周囲の屋外で騒がないこと。**
- (3) ごみの処理のため配慮すべき事項の説明内容
- ・ **市の分別方法を説明した書面をゴミ箱のそばに掲示し、分別毎のゴミ箱を設置します。**
- (4) 火災防止のために配慮すべき事項の説明内容
- ・ **ガスの元栓の開閉方法をガスコンロのそばに掲示します。**
 - ・ **初期消火のため消火器の使い方を消火器のそばに掲示します。**
- (5) (1)～(4)のほか、周辺地域の生活環境への悪影響の防止のために講ずる措置
- ・ **事業を開始するにあたり、向の3軒と左右両隣、裏の家の住民に対し説明して反対がないことを確認しました。**
- 7 苦情等への適切かつ迅速な対応のために講ずる措置（条例第10条関係）
- (1) 苦情等への対応者の配置状況
- ・ **家主居住型のため、届出住宅内にいます。**
 - ・ **宿泊者が滞在している間は、長時間不在にはしません。**
- (2) 苦情等への対応記録
- ・ **苦情対応記録ノートを備え、内容を記録して3年間保存します。**
- (3) (1)及び(2)のほか、苦情等への適切かつ迅速な対応のために講ずる措置
- 8 標識の掲示（法第13条、条例第11条関係）
- (1) 法第13条の標識の掲示場所
- ・ **図面に記載したとおり。玄関ドアの右側に掲示します。**
- (2) 条例第11条の標識の掲示場所
- ・ **上記標識の右側に掲示します。**
- (3) (1)及び(2)のほか、標識の掲示に関し、講ずる措置
- ・ **宿泊者の予約がある日の正午から、チェックアウトするまでの間、条例第11条の標識を掲示します。**
- 9 その他の事項（条例第3条第9項関係）
- (1) 火災保険、第三者に対する賠償責任保険の締結状況
- ・ **民泊専用保険に加入し、事業者用類焼損害補償特約（近隣の建物等への損害を補償）、賠償責任補償特約を付加します。**
- (2) (1)のほか、講ずる措置

コメントの追加 [19]:

この書類を作成して周辺住民に説明する時には、この部分は空白で構いませんが、説明確認が終わり、届出書に添付して届ける時には、例のような内容を追加で記載してください。

添付書類

- 1 次に掲げる事項を明示した住宅の図面
 - (1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - (2) 住宅の間取り及び出入口
 - (3) 各階の別
 - (4) 居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
 - (5) 非常用照明器具の設置場所
 - (6) 防火区画
 - (7) (5)及び(6)のほか、宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じる場合は、当該措置を講じている場所
 - (8) 標識の掲示場所
 - (9) (1)から(8)までのほか、知事が必要と認める事項
- 2 条例第3条第4項の管理組合の規約（届出に係る住宅が特定区分所有建物であって、住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合を除く。）
- 3 条例第3条第5項の書面（届出に係る住宅が特定区分所有建物であって、2の規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合に限る。）
- 4 条例第3条第6項の書面（届出者が届出に係る住宅の賃借人である場合に限る。）
- 5 条例第3条第7項の書面（届出者が届出に係る住宅の転借人である場合に限る。）
- 6 条例第3条第8項の書面
- 7 条例第3条第11項の規定により説明し、意見を求めたことを証する書類
- 8 1から7までのほか、知事が必要と認める書類

備考 添付書類1の図面については、厚・国規則第4項第4項第1号チに規定する図面に添付書類1(1)から(9)までの事項を明示することにより、作成して差し支えない。